

全国森林計画の変更について

令和8年6月
林 野 庁

1 趣旨

全国森林計画は、森林法の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産大臣が5年ごとに15年を1期としてたてるものである（令和6年4月1日から令和21年3月31日の15年間）。

森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積等の各種計画量、施業の基準等を示すものであり、都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針となる。

2 変更の概要

- 新たな森林・林業基本計画に即して、目標の区分や各種計画量の見直しを実施。
- また、新たな森林・林業基本計画を踏まえ、以下の記述等を追加する。
 - ・ 林業適地での再造林の確保に向け、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定と森林経営計画の作成等の積極的な推進
 - ・ 生物多様性保全の一層の推進
 - ・ 野生鳥獣対策や林野火災予防対策の推進

【森林の整備及び保全の目標】

（単位：千 ha）

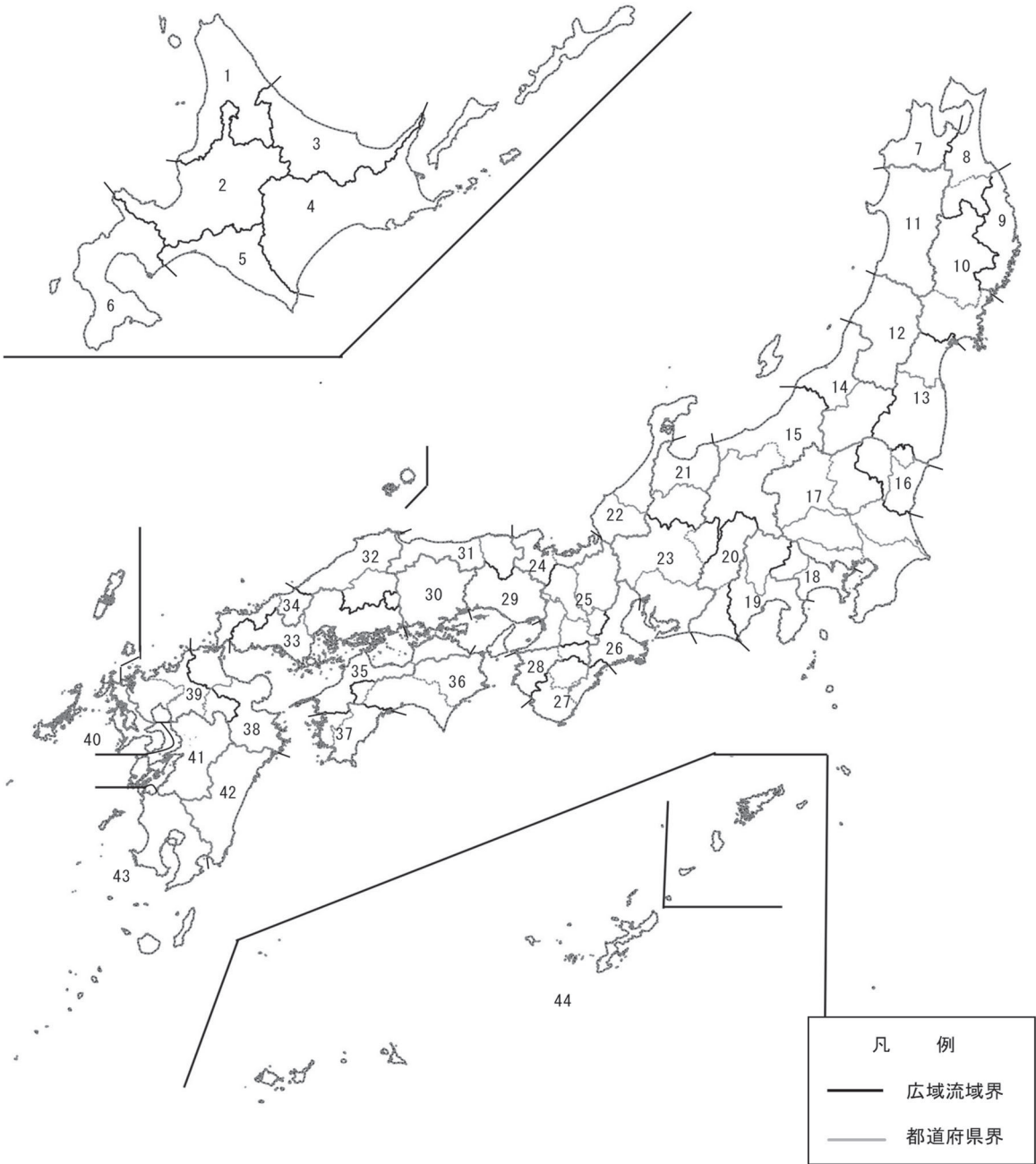
区 分	現 況 (R4. 3. 31)	計画期末 (R21. 3. 31)
人工林	10,216	9,921
天然林	14,809	15,103
利活用等により機能の維持 増進を図る天然林	1,116	1,729
計	25,025	25,025

【計画量】

区 分		計 画 量
伐採立木材積 (万 m ³)	総数	85,194
	主伐	53,889
	間伐	31,305
造林面積 (千 ha)	人工造林	1,123
	天然更新	790
林道開設量 (千 km)		9.7
森林施業面積 (参考) (千 ha)		8,944

注) 計画期間（令和6年4月1日～令和21年3月31日）の総量

全国森林計画広域流域位置図



番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	10	北上川	19	富士川	28	紀ノ川	37	四万十川
2	石狩川	11	米代・雄物川	20	天竜川	29	加古川	38	遠賀・大野川
3	網走・湧別川	12	最上川	21	神通・庄川	30	高梁・吉井川	39	筑後川
4	十勝・釧路川	13	阿武隈川	22	九頭竜川	31	円山・千代川	40	本明川
5	沙流川	14	阿賀野川	23	木曾川	32	江の川	41	菊池・球磨川
6	渡島・尻別川	15	信濃川	24	由良川	33	芦田・佐波川	42	大淀川
7	岩木川	16	那珂川	25	淀川	34	高津川	43	川内・肝属川
8	馬淵川	17	利根川	26	宮川	35	重信・肱川	44	沖縄
9	閉伊川	18	相模川	27	熊野川	36	吉野・仁淀川		

注: 本図は、必ずしも我が国の領土を包括的に示すものではない。

○ 森林の整備及び保全の目標

(単位 面積：千 ha)

広域流域	人工林面積		天然林面積		利活用等により機能の維持増進を図る天然林面積	
	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末
全 国	10,216	9,921	14,809	15,103	1,116	1,729
天 塩 川	238	228	698	708	150	168
石 狩 川	287	277	878	889	156	176
網走・湧別川	286	270	483	499	96	129
十勝・釧路川	343	327	908	923	121	152
沙 流 川	120	111	443	453	87	104
渡島・尻別川	216	204	636	649	57	81
岩 木 川	124	118	200	206	14	27
馬 淵 川	229	216	266	278	38	63
閉 伊 川	190	172	275	293	19	53
北 上 川	359	345	411	425	30	59
米代・雄物川	412	394	427	446	4	42
最 上 川	187	178	482	492	2	21
阿 武 隈 川	295	280	346	361	22	53
阿 賀 野 川	145	135	607	616	17	35
信 濃 川	332	327	815	820	17	27
那 珂 川	181	174	142	150	8	24
利 根 川	438	431	594	602	47	62
相 模 川	92	90	111	113	2	6
富 士 川	287	282	315	320	10	21
天 竜 川	241	239	219	220	10	14
神通・庄川	157	153	435	439	13	20
九 頭 竜 川	193	183	316	326	1	22
木 曾 川	490	485	424	430	11	23
由 良 川	103	102	169	169	2	4
淀 川	244	243	284	285	8	11
宮 川	149	148	97	98	0	2
熊 野 川	262	261	171	171	1	5
紀 ノ 川	145	144	85	85	3	5
加 古 川	145	143	237	239	2	7
高 梁 ・ 吉 井 川	206	202	310	314	14	23
円 山 ・ 千 代 川	233	231	202	204	4	9
江 の 川	244	234	365	375	6	26
芦 田 ・ 佐 波 川	240	233	432	438	12	27
高 津 川	101	98	161	164	9	15
重 信 ・ 肱 川	182	179	173	177	5	12
吉 野 ・ 仁 淀 川	457	451	251	257	22	35
四 万 十 川	210	206	124	127	4	11
遠 賀 ・ 大 野 川	227	222	232	238	31	43
筑 後 川	218	217	108	109	10	14
本 明 川	104	103	138	140	2	5
菊 池 ・ 球 磨 川	281	277	178	182	15	26
大 淀 川	338	335	248	251	10	19
川 内 ・ 肝 属 川	273	262	321	332	14	36
沖 縄	12	12	91	91	11	12

注：現況については、令和4年3月31日現在の数値である。

○ 計 画 量

広 域 流 域	伐採立木材積			造林面積			
	総 数	主 伐	間 伐	人 造	工 林	天 更	然 新
全 国	85,194	53,889	31,305		1,123		790
天 塩 川	1,054	552	502		26		26
石 狩 川	1,907	1,159	748		36		28
網走・湧別川	2,575	1,594	981		54		43
十勝・釧路川	3,059	1,881	1,178		67		42
沙 流 川	908	504	404		16		23
渡島・尻別川	1,339	706	633		30		32
岩 木 川	1,116	611	505		16		16
馬 淵 川	2,340	1,535	805		33		32
閉 伊 川	2,015	1,409	606		19		44
北 上 川	3,278	2,216	1,062		43		37
米代・雄物川	4,014	2,697	1,317		44		47
最 上 川	1,839	1,305	534		24		24
阿 武 隈 川	2,938	2,313	625		49		39
阿 賀 野 川	1,093	780	313		13		23
信 濃 川	1,450	735	715		19		13
那 珂 川	2,211	1,355	856		27		21
利 根 川	2,964	1,506	1,458		35		20
相 模 川	512	208	304		6		5
富 士 川	1,848	1,174	674		27		14
天 竜 川	1,342	708	634		17		6
神 通 ・ 庄 川	910	493	417		6		10
九 頭 竜 川	1,174	715	459		16		26
木 曾 川	2,949	1,563	1,386		32		15
由 良 川	396	220	176		6		2
淀 川	1,027	561	466		18		4
宮 川	533	271	262		8		2
熊 野 川	1,662	899	763		22		4
紀 ノ 川	911	482	429		9		2
加 古 川	696	270	426		15		6
高 梁 ・ 吉 井 川	1,903	1,149	754		23		12
円 山 ・ 千 代 川	1,409	821	588		23		7
江 の 川	2,269	1,769	500		30		26
芦 田 ・ 佐 波 川	2,141	1,479	662		25		18
高 津 川	966	692	274		10		8
重 信 ・ 肱 川	1,414	673	741		18		9
吉 野 ・ 仁 淀 川	4,266	2,682	1,584		41		17
四 万 十 川	2,101	1,096	1,005		16		9
遠 賀 ・ 大 野 川	2,707	1,797	910		31		16
筑 後 川	2,783	1,822	961		28		5
本 明 川	535	197	338		3		3
菊 池 ・ 球 磨 川	3,956	2,738	1,218		53		14
大 淀 川	4,978	3,712	1,266		53		12
川 内 ・ 肝 属 川	3,681	2,818	863		32		28
沖 縄	26	24	2		1		1

- 注1： 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安
 保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第8号から第11号までの目的を達成するた
 2： 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内
 3： 治山事業とは、森林法第41条第3項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法
 同法第3条若しくは第4条の規定によって指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防
 4： 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢等の地形等によ

(単位 材積：万 m³ 開設量：千 km 面積：千 ha 地区数：百地区)

林道 開設量	保安林面積				治山事 業施行 地区数	(参考) 森林 施業 面積
	総 数	水源涵養の ための保安林	災害防備の ための保安林	保健、風致の保存 等のための保安林		
9.7	13,061.8	9,811.4	3,219.8	804.8	336.0	8,944
0.3	620.7	411.3	209.2	22.3	4.9	260
0.4	894.0	825.6	58.7	64.4	6.7	306
0.3	529.7	335.1	186.9	35.2	3.6	389
0.6	853.6	569.1	281.8	38.4	7.4	467
0.3	431.9	354.0	78.8	15.8	4.5	155
0.3	567.2	346.8	228.9	46.3	7.9	296
0.2	225.2	184.1	39.1	15.8	3.9	143
0.3	243.8	214.6	28.8	22.3	4.4	242
0.1	162.1	126.7	31.0	8.4	3.4	167
0.2	406.9	363.1	43.5	13.5	8.7	304
0.4	475.2	407.6	70.9	30.5	9.5	336
0.1	421.0	324.1	113.3	19.4	5.2	165
0.2	275.6	227.0	47.3	13.6	8.2	242
0.3	471.6	360.0	114.1	7.9	6.9	79
0.1	613.0	436.2	179.7	32.5	14.9	233
0.1	143.3	123.4	18.6	7.4	4.1	191
0.2	541.8	412.0	126.2	52.2	19.9	336
0.0	108.4	69.9	47.8	12.3	3.9	72
0.4	299.8	237.9	62.1	24.7	11.4	242
0.4	256.0	175.0	81.9	5.6	7.8	191
0.2	395.6	229.7	169.9	27.2	8.6	98
0.2	216.6	179.8	32.7	28.8	7.4	127
0.4	415.7	249.8	164.1	15.1	19.8	401
0.1	89.8	65.4	22.0	7.1	3.9	48
0.1	189.1	100.9	83.2	29.3	10.6	152
0.1	87.9	57.9	28.9	9.6	3.7	78
0.3	187.3	148.6	37.9	7.3	6.3	186
0.1	72.7	52.9	19.5	1.8	4.4	92
0.1	136.8	97.1	38.7	10.1	6.6	105
0.1	198.6	142.6	53.3	16.1	9.6	167
0.3	217.8	190.9	24.7	11.5	6.3	178
0.3	240.0	216.4	19.5	10.2	9.2	172
0.1	256.5	137.0	116.1	20.7	11.3	172
0.0	101.7	81.3	19.0	4.1	3.8	70
0.1	126.4	61.9	62.9	9.3	8.0	148
0.3	287.8	236.8	50.0	21.3	14.9	341
0.1	135.9	102.4	32.3	5.7	4.9	159
0.3	186.6	149.4	35.3	14.9	8.5	207
0.2	152.9	122.2	34.0	13.0	10.0	229
0.1	77.2	37.9	34.8	11.0	4.5	69
0.3	185.8	155.1	30.4	8.9	7.0	362
0.3	307.4	276.0	27.9	14.3	9.1	338
0.2	214.5	185.7	25.1	13.9	8.8	223
0.0	40.5	30.4	9.2	5.2	1.5	5

林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の同項第2号から第7号までの目的、
めに指定する保安林をいう。

訳の合計に合致しない。

(昭和33年法律第30号)第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はぼた山に関して
止区域における地すべり防止工事又はぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。
り区分される森林の区域を単位として取りまとめた上、計上したものである。